

2023年8月29日号

山口県の奨励金も活用してみませんか？

社会保険労務士法人桑原事務所

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.78

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の常友でございます。

先日、令和5年10月1日より山口県最低賃金が888円から40円引き上げられ928円に改正されることが決定しました。

そこで今回は「山口県賃上げ環境整備応援奨励金」についてご紹介します。

こちらの奨励金は、持続的な賃金引き上げを可能とする職場環境づくりを推進するため、新たに賃金引き上げや柔軟な働き方などの制度の導入等に取り組む事業者を応援するものです。

令和5年7月から令和6年1月は「賃上げ環境整備促進期間」です。 | 山口県

山口県 賃上げ環境整備 応援奨励金

県では、持続的な賃金引き上げを可能とする職場環境づくりを推進するため、新たに賃金引き上げや柔軟な働き方などの制度の導入等に取り組む事業者を応援します。



新たな制度整備 最大40万円 + 賃金引き上げ 最大60万円 = 1事業者あたり 最大100万円

奨励金対象事業		支給額(上限額)
① 新たな制度整備	A 柔軟な働き方の実現(テレワーク制度等)	A~Dのカテゴリーごとに10万円(最大40万円)
	B 多様なキャリア形成を応援(資格取得支援制度等)	
	C 従業員の成長・成果を承認(従業員表彰制度等)	
	D 従業員のライフステージの変化を支援(子育て支援勤務制度等)	
② 賃金引き上げ	時間当たり30円以上の賃金引き上げの実施	6万円/人(上限60万円)

※①「新たな制度整備」及び②「賃金引き上げ」の取組を併せて実施することが必要です。

支給対象者 事業エントリー締切

県内に事業所を有し、常時雇用する労働者が1名以上の中小企業等 ※中小企業等の範囲については、ホームページの募集要項をご確認ください。

令和5年12月22日 金 まで

④ 予算の上限に達した場合は、同日以前に受付を締め切ります。

事業に関するお問い合わせは、裏面の [お問い合わせ先・申請窓口](#) にご連絡ください。 



下記より募集要項等ご確認いただき、お役立ていただければと思います。

ただし、事前エントリー締切が令和5年12月22日になっておりますが、予算の上限に達した場合は、受付終了となりますのでご注意ください。

また、こちらの奨励金はエントリー後、事務局より社会保険労務士が派遣され、支援してもらうことが可能になっております。弊所でも申請代行可能ですが、所定の手数料がかかりますのでご了承くださいませようお願いいたします。

[賃上げ環境整備応援奨励金 - 山口県ホームページ \(yamaguchi.lg.jp\)](https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/215267.html)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/215267.html>

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市高井 1143-1

TEL:0835-22-6706

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net